

戸籍法の見直しに関する要綱中間試案についての意見書

平成18年8月22日

日本弁護士連合会

第1 戸籍の謄抄本等の交付請求

1 交付請求

(1) 何人も、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

ア 自己の権利若しくは権限を行使するために必要があること又は国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があることを明らかにした場合

イ 市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合

【意見】

- 1 交付請求の要件については、下記のとおりにすべきである。

記

「何人も、自己の権利若しくは権限を行使するために必要があるとき又は国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があるときその他戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があるときには、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。」

- 2 なお、試案別紙において、詐害行為の立証のために債務者と財産の贈与を受けた者との親族関係を確認する場合、結婚詐欺を理由とする損害賠償請求をしようとする者が相手方が別の者と婚姻中であったかどうかを確認する場合に、「自己の権利若しくは権限を行使するために必要がある」場合に該当しないとの意見については、反対である。文言上これらの場合も「自己の権利若しくは権限を行使するために必要がある」場合に該当すると思われるが、仮に、これらの場合が戸籍の謄抄本等の交付請求が認められない場合に該当するのであれば、これらの場合にも戸籍の謄抄本等の交付請求が認められるようより緩やかな表現に修正する必要がある。

【理由】

- 1 上記意見1について

(1) 試案では、戸籍の記載事項を確認するにつき相当の理由があるか否かについて市町村長が判断するとされているが、国民が権利として戸籍の謄抄本等を請

求できる場合の条項としての「相当な理由」の範囲について、市町村長の裁量に委ねるような表現の規定を設けることは適切でない。「相当な理由」の意義ないし範囲の解釈については、一次的に市町村長が行政解釈・判断を行うこととなるにしても、国民が権利として戸籍の謄抄本等を請求できるかどうかについては、最終的には裁判所において「相当な理由」の意義ないし範囲が判断されるべきものである。

- (2) 試案「イ」では、「市長村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合」とされている。「自己の権利若しくは権限を行使するために必要がある」の意義ないし範囲の解釈にもよるが、「アに準ずる場合」との限定は、狭きに失する。試案「ア」に記載された「自己の権利若しくは権限を行使するために必要があること」ないし「国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があること」を例示的なものと位置づけて、「その他戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があるとき」とすべきである。

2 上記意見2について

- (1) 試案別紙記載1ア前段d及びeの場合について

ア 試案別紙記載1ア前段d（詐害行為事案）及びe（結婚詐欺事案）の場合に、戸籍の謄抄本等の交付を受けられないとするのは、反対である。補足説明によると消極意見は、要するに「主要事実（＝要件事実）を直接証明する証拠となるときは、戸籍の謄抄本等の請求を肯定するが、間接事実を証明するに過ぎないときは、請求できない。」とする説のようである。しかし、戸籍の記載事項が間接事実を証明する重要な証拠となり、かかる間接事実の証明が訴訟の勝敗を決することも多く見られるところであって、消極意見は裁判の実際を無視した見解であって、到底、是認できない。

イ 大阪高裁、大阪地裁及び大阪弁護士会等で構成される司法事務協議会において、大阪高裁から「遺産確認、不貞行為に基づく損害賠償請求等、身分関係が当然の前提となっている事件はもとより、共有物分割、土地所有権に基づく登記請求、会社の株主権の確認等の事件においても、その背景に身分関係があつて、一審で身分関係図や戸籍の謄抄本等が出ていなかった場合には、控訴審の第1回期日前にこれらを準備していただきたい。（理由）身分関係そのものが要件事実ではない事件であっても、背景に親子兄弟等の確執があ

るような事件では、当該当事者以外の人物を含めた全体の身分関係がどのようなものであるかは一つの参考資料となるので、御協力をお願いしたい。」との要望が弁護士会に対してなされているところである。

ウ 上記詐害行為の事例や結婚詐欺の事例等において、戸籍の謄抄本等の交付を受けられないとすると、当事者の訴訟活動を著しく制限する結果となり、真実と異なった判決がなされることとなる恐れもある。このことは実体的真実の発見を妨げ、国民の裁判を受ける権利を実質的に害し、当該訴訟における適切妥当な紛争解決の妨げになる。また仮に他の間接事実や間接証拠によって立証が可能である場合であっても、戸籍の謄抄本等の提出が困難になった場合には、戸籍の謄抄本等に記載された事実の立証について著しい労力と時間が費やされることになって迅速な紛争解決及び訴訟経済に反する結果となる。

(2) 補足説明10頁記載の「紛争の相手方を特定するために」の場合について

ア 補足説明において、紛争の相手方を特定するために戸籍を利用しようとする場合において、「紛争の相手方の戸籍の謄抄本等が裁判等の法的手続上必要書類とされておらず、かつ、相手方の氏が変更された事情もない場合には、相手方を特定するためだけの理由で他人の戸籍の謄抄本等の交付請求を認めるべきではなく、合理的な必要があるとはいえないという意見が有力であった」旨紹介されている。

イ しかし、訴訟の当事者である相手方の氏名及び本籍を正確に把握しておくことはその訴訟手続の根本的基礎であって、弁護士は当事者の人名の表記において正確性を期するよう日常業務においても留意しているところである。当事者の特定が十分になされておらず、当事者の氏名・本籍等に誤りがあれば、判決の強制執行に支障をきたすだけでなく、場合によっては当事者を誤ったものとして判決自体も無効と判断される可能性もある。また訴訟に至らないケースであっても、当事者の特定は紛争解決についての根本的基礎であって、当事者を正確に確認しないままに進められる紛争解決のための作業は、後日その効力を否定される可能性もある。

ウ なお、上記の意見は「相手方の氏が変更された事情もない場合には」として、相手方の氏が変更されているかどうかを重要な判断基準と考えている可能性があるが、相手方の氏が変更されているかどうかは戸籍の謄抄本等を取寄せ

なければ確認できないものであり、相手方の氏が変更されているかどうかは戸籍の謄抄本等の取得の可否の判断基準となりえない。また上記の意見は、戸籍の謄抄本等が「法的手続上必要書類とされて」いるかどうかを重視するようであるが、法的手続上必要書類とされていない場合であっても、訴訟提起の準備段階において当事者を特定するために戸籍の謄抄本等を確認することが必要な場合があり、実際の訴訟実務等は上記意見に記載されたような画一的な判断で割り切れるものではない。

(3) 補足説明12頁記載の「財産的法律行為をするに当たり相手方の戸籍記載事項を確認する場合」について

ア 補足説明では、財産的法律行為をするに当たっては、戸籍の謄抄本等取引の相手方から提示を受けて確認すべきであるから、相手方の法律要件を確認する場合であると、法律要件以外の事情を確認する場合であるとを問わず、財産的法律行為をするに際して戸籍記載事項を確認する目的で戸籍の謄抄本等の請求を行うことはできないとする考え方が紹介されている。

イ しかしながら、実社会において相手方の法定代理人等を確認したいと思う場合として、(ア)既にある程度締結交渉が進んでいる場合、(イ)契約締結後や継続的取引契約に基づく取引継続中に疑義が生じた場合、(ウ)既に存在する契約関係について利害関係者との間において債務引受等の財産的法律行為を行う必要がある場合など様々な場合がある。これらの場合は、当然のことながら一次的には相手方当事者に自発的な戸籍の謄抄本等の提示を求めるが、本来自発的な提示が当然であると思われる場合においても、不当に拒まれることもあるのであって、このような場合に「相手方から任意の戸籍の謄抄本等の提示がなければ、契約の締結等の財産的法律行為をしなければ足りる。」と単純に割り切れない場合が多々存在する。このような場合に、戸籍の謄抄本等の交付が受けられないとすることは、円滑な経済活動に支障となる。

ウ なお、補足説明では、成年後見登記制度においては取引の相手方は登記事項証明書の交付請求ができないとされていることを指摘するが、成年後見登記の場合は、成年後見の事実と反する説明を行って契約の締結を行ったときは民法第21条の制限行為能力者の詐術に該当する余地があるところ、上記の事例においては一般的に民法第21条の適用はないのであるから、成年後

見制度の場合と同様に考えるべきではない。

(2)(1)にかかわらず、次の場合には、理由を明らかにすることなく、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

A案

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合

B案

戸籍に記載されている者がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

B案は、戸籍に記載されている本人についてのみ理由を明らかにしないで戸籍の謄抄本等の交付請求ができるとするものであるが、配偶者、直系尊属、直系卑属については極めて親密な血縁関係を有する者であって請求理由の明示なしに戸籍の謄抄本等の交付請求を行えると考えているのが通常であり、B案は国民の一般的な意識と乖離している。また現実にも、配偶者、直系尊属、直系卑属などによる交付請求はよく行われているところであり、B案は戸籍の謄抄本等の交付請求に関する実体にも反する。

プライバシーの保護についての配慮が必要であることは当然であるが、配偶者、直系尊属、直系卑属による交付請求の場合にまでも、本人のプライバシーの保護を理由に請求理由を明示するよう求めることは行き過ぎと思われる。

(3)(1)にかかわらず、国又は地方公共団体の事務を行う機関等は、その事務を遂行するために必要があることを明らかにした場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

【意見】

下記のとおりにするべきである。

記

「(1)にかかわらず、国又は地方公共団体の事務を行う機関等は、その事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。」

【理由】

国又は地方公共団体の事務を行う機関等による交付請求の場合には、すでに国又は地方公共団体の事務を行う機関等において交付請求の可否についての判断が行

われているところであって、更に戸籍の謄抄本等を管理する地方公共団体の長によるチェックは必要ない。したがって、交付請求を行う国又は地方公共団体の事務を行う機関等において、事務を遂行するために必要があることを「明らかに」する必要はない。また、戸籍の謄抄本等の交付請求に際して、国又は地方公共団体の事務を行う機関等の有する国民に関する情報が、交付請求を行う国又は地方公共団体の事務を行う機関と、戸籍を管理する地方公共団体の機関において二重に保管される結果となることは、情報流出の可能性を増大させることになって妥当でない。

(4)(1)にかかわらず、弁護士等は、次の場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。ただし、職務上必要とする場合に限り、(1)イに該当する場合

A 1 案

受任事件の依頼者の氏名を明らかにするとともに、その依頼者につき(1)アの必要があることを明らかにした場合又はその依頼者につき(1)イに該当する場合

A 2 案

受任事件の依頼者につき(1)アの必要があることを明らかにした場合又はその依頼者につき(1)イに該当する場合

B 案

使用目的及び提出先を明らかにした場合

【意見】

弁護士及び簡易裁判所代理権を有する司法書士(以下「認定司法書士」という)についてはB案に賛成する。但し、規定の仕方としては、下記のとおりとするべきである。

記

「(1)にかかわらず、弁護士及び簡易裁判所代理権を有する司法書士は、職務上必要とする場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。ただし、弁護士及び簡易裁判所代理権を有する司法書士は交付請求に際して使用目的及び提出先を明らかにするものとする。」

弁護士及び認定司法書士は、戸籍の謄抄本等の交付請求を行う場合には、依頼者の立場とは別に、職務上請求という自らの立場に基づいて交付請求を行うのであり、直接弁護士及び認定司法書士による職務上請求が可能であることを記載すべきである。また、使用目的や提出先についての記載は、職務上請求を行う場合に、交付請求書にどのような記載が必要かということであるから、むしろ但し書

きで記載するのが適切である。

なお、B案における「使用目的」の記載については、試案第1の1(4)(注4)に記載のごとく単に「相続人の特定」などと簡略な記載ではなく、「貸金等請求事件における債務者(死亡債務者の相続人)の特定のため」など、事案に応じて弁護士の守秘義務に配慮しつつ、事件名を明らかにするなど、より具体的な記載に努めるものとしたい。

【理由】

1 弁護士及び認定司法書士による職務上請求を他の士業と区別する理由

試案では、「弁護士等」として、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士を同一に取り扱っているが、弁護士及び認定司法書士の業務内容は必然的に紛争性を有するのであり、その取り扱う情報も個人のプライバシーに深く関連した機微性のあるものが多く、他の士業の場合と戸籍の謄抄本等の交付請求を行う場面も相違するのであって、戸籍の謄抄本等の必要な範囲も自ずと相違することになる。従って、訴訟手続による紛争の実体的解決を目的とする弁護士及び認定司法書士による職務上請求と、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士による職務上請求については、別の取扱いを必要とするものと考えられる。現に、外国人登録法第4条の3第5項及び外国人登録法施行令第2条は、弁護士及び認定司法書士に登録原票記載事項証明書の交付請求を認め、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士には認めていない。

2 弁護士及び認定司法書士は、国民の紛争解決に直接直結する業務を行うものであるところ、その扱う情報は国民の間に存する紛争に関する事柄であることが多く、その職務の性質上依頼者に関する極めてセンシティブな情報に接する機会も多い。依頼者は弁護士が秘密保持義務を負い、依頼者に話したことが外部に漏洩されないと信頼しているから弁護士に真実を語るものであり、もし裁判の前提として依頼者名や紛争の内容について市町村の戸籍担当者に説明しなければならないとすると、依頼者はセンシティブな情報が外部に漏れることを慮って弁護士に真実を述べない。このことは、適正な司法解決を妨げ、国民の裁判を受ける権利を侵害してしまうことにもなりかねない。市町村に集積された個人情報と公務員の守秘義務に反して故意に外部に漏洩される危険性は少ないかもしれないが、昨今の事例に見られるようにインターネット等を通じて秘密情報が過失によって外部に流出してしまうという

可能性も否定できない。戸籍の謄抄本等の交付請求に際して提供すべき情報についても限定される必要があり，受任事件の依頼者名を交付請求書に記載すべきとする A 1 案や，「自己の権利又は権限行使について必要があること」を交付請求書に記載することを要求する A 2 案は妥当でない。

3 [別紙]は，A 1 案ないし A 2 案によった場合に，国民の個人情報の保護上重大な問題が生じる事例である。

4 補足説明 19 頁記載の「A 1 案を支持する意見」の理由について

(1) まず，「A 1 案を支持する意見」の理由のうち， は依頼者名及び請求事由を明らかにすることによって「不正請求を防止すべきである」とするものである。しかしながら，依頼者名や請求事由の記載と不正請求防止との間に因果関係は必ずしも認められない。弁護士による不正請求については，弁護士自治及び弁護士会の懲戒権の適切な行使等の方法によって回避努力すべきものである。そして，当連合会は，不正請求の防止を図るため新たな規則の制定等を検討しているところである。

(2) 次に，「A 1 案を支持する意見」の理由のうち， 弁護士等が戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるのは，受任事件の依頼者について前記（1）ア又はイに該当する場合に限られると考えられるべきであること， 受任事件の依頼者が自分で戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には，交付請求者として自分の氏名等を明らかにしなければならないのであるから，弁護士等に依頼した場合であっても同じ程度の内容が明らかにされることはやむを得ないことが理由とされている。しかしながら，弁護士及び認定司法書士は，受任事件の依頼者の代理人の立場で戸籍の謄抄本等の交付請求を行うだけであるとは限らないので，「受任事件の依頼者について第 1 の 1 (1) のア又はイに該当する場合」というように限定することは妥当でない。

(3) いずれにしても，弁護士及び認定司法書士の職務上請求は，弁護士及び認定司法書士としての職務上必要な場合に限って許容されるべきものであるから，戸籍の謄抄本等の交付請求をするについて相当の理由がある場合に限られることは，A 1 案，A 2 案又は B 案いずれを採用するについても，当然である。そして，問題は，当然のことながら，市町村長に対してそれを「明らかにする」ことを要件とするかどうかである。

(4) ところで，

ア 試案第1の1(3)において国又は地方公共団体の事務を行う機関等が戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合においても「その事務を遂行するために必要があることを明らかにした場合」に限り、これを許容する方向で見直しを検討されている。しかし、試案第1の((前)注)にあるように、捜査関係事項照会等については、「別の取扱い」とする予定である。それは、形式的には「特別法による交付請求等であるから」ではあるが、実質的には、捜査関係事項照会には(ア)捜査の密行性の確保が必要であること及び(イ)犯罪行為の嫌疑といういわゆるセンシティブな情報の側面があるからであると考えられる。平成18年法律第74号住民基本台帳法の一部を改正する法律による改正(未施行)後の住民基本台帳法第11条2項2号においても、「当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」については、別の取扱いとされているとおりである。

イ また、「A1案を支持する意見」の理由の は、戸籍に記載されている者の個人情報保護する観点からは、弁護士等の交付請求に際しても依頼者名及び請求事由を明らかにすべきであり、また依頼者名及び請求事由の「明示先が守秘義務が課せられている市町村の戸籍事務担当職員である」から、弁護士の守秘義務との関係を考慮しても、受任事件の依頼者名及び請求事由を明らかにすることはやむを得ないとするものである。しかしながら、上記改正住民基本台帳法は、「その明示先が守秘義務が課せられている市町村の戸籍事務担当職員である」にもかかわらず、「当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」については、別の取扱いとされている。

(5) 上記(4)ア及びイの関係は、およそ士業による職務上請求についても同様である。しかしながら、弁護士及び認定司法書士による職務上請求については、次のような配慮も必要になる。

ア 司法書士が相続登記手続のために戸籍の謄抄本等を必要とする場合や、税理士が相続税申告のために戸籍の謄抄本等を必要とする場合は、その前提となる事案において紛争性は乏しく、センシティブな情報性に欠けるから、一般の「国又は地方公共団体の事務を行う機関等が戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合」と同様に考えることが可能である。しかし、刑事訴訟や民事訴

訟等を前提に弁護士及び認定司法書士が職務上請求する場合は、(ア)相手方当事者との関係において訴訟資料収集、調査における密行性が考慮されるべきであるし、(イ)紛争性がありその情報はセンシティブな情報性を有するから、上記改正住民基本台帳法における「当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に類するものと考えらるべきである。

イ また、刑事訴訟や民事訴訟等を前提に弁護士及び認定司法書士が職務上請求をする場合は、「その明示先が守秘義務が課せられている市町村の戸籍事務担当職員である」としても、上記(4)イと同様の配慮がなされるべきである。さらには、刑事事件や国家賠償事件等を持ち出すまでもなく、歴史的にも、現在においても、弁護士の守秘義務、秘密保持の権利は、国家に対する権利でもある。大上段に構えた大げさなことを主張するとの意見もあるのかもしれないが、歴史的に培われた弁護士の守秘義務及び秘密保持の権利制度を軽視することが、国家100年の計として妥当なのか慎重に検討されたい。

5 補足説明20頁記載の「B案を支持する意見」の理由についての補足

(1) 「B案を支持する意見」の理由の について

弁護士及び認定司法書士が戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる範囲は受任事件の依頼者のそれよりも広いと考えられる。現行法制度上においても、例えば弁護士法第23条の2による照会制度は、弁護士が弁護士会を通じて照会を行うものであるが、受任事件の依頼者には認められない証拠資料収集方法として弁護士会に認められているものである。また、外国人登録法第4条の3第5項及び外国人登録法施行令第2条は、弁護士及び認定司法書士に登録原票記載事項証明書の交付請求を認めているところ、同証明書の交付請求は、受任事件の依頼者には認められない証拠資料収集方法として弁護士及び認定司法書士に認められているものである。これらは、司法における実体的真実の発見の重要性から、司法制度の一翼を担う弁護士及び認定司法書士に認められているものである。

なお、上記は、弁護士としての特権的職業上の利益を確保するための制度ではない。当連合会としても、そのような弁護士の職業上の利益の確保のために、上記主張をするものではない。後記(3)のとおり、司法制度の一翼を担う立場

のものに広く証拠収集方法を認めることが、紛争の適切な解決，社会的正義の実現，司法への信頼保持に必要であり，そのことがひいては国民の利益になることを述べているものである。

(2) 「B案を支持する意見」の理由の 及び について

補足説明20頁に記載のとおりであり，依頼者名や請求事由を記載することは，不正請求の防止には役立たず，また，士業の中の一部の業種の不正を全体に及ぼして，過剰な規制を加えるべきではない。かえって，後記(3)(4)や後記3のとおり弊害が生じる。

(3) 「B案を支持する意見」の理由の 及び について

弁護士の守秘義務，秘密保持の権利は，司法制度の一翼を担う弁護士制度の根幹である。弁護士制度だけでなく，司法制度の根幹なのである。

およそ弁護士の依頼者である国民は，弁護士が守秘義務を負い，秘密保持の権利を保障されているからこそ，弁護士に真実を語る。依頼者が弁護士に真実を語らなければ，事実関係は歪められ，司法における適切な解決は望むべくもない。そして依頼者名及び請求事由は，守秘義務，秘密保持の権利の中核的対象である。これらを明らかにすることはできない。これらについての理解を欠如して，安易な法制化を図ることは，司法制度における実体的真実の発見を阻害し，司法制度に対する国民の信頼を害することになる。

(4) 「B案を支持する意見」の理由の について

究極的に「B案を支持する意見」の理由の と同じではあるが，次のようなこともある。

小規模の町村においては，受任事件の依頼者と町村の戸籍事務担当職員とが面識がある場合がある。このような場合，依頼者名を開示しなければならない場合はもちろん，具体的な請求事由を明らかにするだけでも，受任事件の依頼者は，躊躇するケースがありえる。現に，現行の「使用目的及び提出先」のみを記載する職務上請求制度においても，受任事件の依頼者が弁護士による職務上請求に躊躇し，本来，行うべき訴訟を断念するなど，あるべき依頼者の正当な権利を擁護するための支障が生じている。このような現実にも目を向けられたい。

6 実務的考察から

法制審議会戸籍法部会の中においてさえも，試案別紙記載1ア前段d及びeの場

合について戸籍の謄抄本等の交付請求を認めるべきでないとの意見があり、同意見
が、前記大阪高裁裁判官をはじめとする裁判実務に關与する者の裁判実務判断、感
覚から、乖離していることは、前記のとおりである。まして、裁判実務に關与した
ことのない全国の一般の市町村戸籍事務担当職員に、理解を求めるためには、多大
な時間と労力を要することは明らかである。全国の戸籍事務担当職員が適切な判断
を適時に下す保証はないと思われる。弁護士は、一方で前記大阪高裁からの要望の
ごとく裁判官から戸籍の謄抄本等を提出することを求められ、他方において、全国
の戸籍事務担当職員と交渉、説得をする必要がある。弁護士の事務所の近隣の市町
村戸籍事務担当職員であれば、直接面談のうえ説明、説得することも考えられるが、
当該市町村が遠く離れた市町村である場合も多々予想される。そのような中におい
て、特に民事保全等緊急を要する事案においては、結果的に戸籍の謄抄本等の交付
が得られても、時機を失してしまうことがあり得る。そのような場合、依頼者との
関係上、国家賠償訴訟も提訴せざるを得ない事案も生じるとと思われる。

7 なお、現状、職務上請求に際して、使用目的欄の記載を行う趣旨は、「資格詐称
等虚偽請求の防止を図るため、便宜簡記を願うもの」(日本弁護士連合会事務総長
等あて昭和61年1月21日民二第483号民事局長依頼)であって、職務上の
請求であることを明らかにする観点から記載していたものであるところ、A1案
ないしA2案を支持する意見にかんがみ、同民事局長依頼の趣旨を敷衍し、弁護
士としての守秘義務をも考慮しつつ、単に「相続人の特定」ではなく、「貸金等請
求事件における被告(死亡債務者の相続人)の特定のため」など事案に応じて事
件名を明らかにするなど、より具体的な記載に努めることは、考慮に値する。

(5) 市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求の要件について確認するため、 交付請求者に資料の提示等を求めることができるものとする。
--

【意見】

自治体による交付請求、弁護士及び認定司法書士による職務上請求の場合につい
ては、市町村長による資料の提示要求は、試案第1の1(3)ないし(4)の要
件を満たしていないことについて疑義があることが明らかな場合に限定すべきで
ある。

試案第1の1(4)においてB案が採用されることを前提とすれば、その提出先
及び使用目的は職務上の請求であることを明らかにする観点から記載するものであ
るところ、通常の場合においては、(ア)職務上請求用紙が使用されていること、(イ)

弁護士である請求者の本人確認等によって相当の蓋然性をもって既に確認され得ていること、(ウ)その提出先及び使用目的を記載することによって職務上の請求であることは明らかであることから、弁護士による職務上請求の場合に資料の提示等請求を行うのは、不正請求ではないかと相当の根拠をもって疑われる場合に限られるべきである。

同様に国又は地方公共団体等の機関が交付請求を行う場合においても、交付請求の要件は行政処理上必要であることであるから、戸籍の謄抄本等の管理を行う地方公共団体において資料等の提示を求めることができるのは、不正請求ではないかと相当の根拠をもって疑われる場合に限られるべきである。

【理由】

資料の提示等は「戸籍の謄抄本等の交付請求の要件について確認するため」に行われるものであるところ、弁護士による職務上請求の場合であっても、それが不正請求ではないかと相当の根拠をもって疑われる場合において、資料の提出等が求められることは、妥当であると思われる。

ただし、この資料の提出等制度が法制化された場合、市町村によっては戸籍事務担当職員が、例えば、画一的に「提起されている又は提起予定の訴訟の訴状の写しを添付してください。」等の要請を行い、実務が混乱するおそれを危惧する。現に、固定資産評価証明書について訴状の写しの提出を画一的に求める市町村があったなど、円滑な訴訟等手続に支障を生じるなど苦慮している現状もある。

上記【意見】欄２記載のとおり、試案第１の１（４）においてＢ案が採用された場合、その提出先及び使用目的は、職務上の請求であることを明らかにする観点から記載するものであるところ、職務上の請求であることは、(ア)職務上請求用紙が使用されていること及び(イ)弁護士である請求者の本人確認等によって、相当の蓋然性をもって既に確認されているところ、(ウ)さらにいわば重複的にその提出先及び使用目的を記載するものであることにかんがみ、弁護士による職務上請求の場合に、資料の提示等請求を行うのは、不正請求ではないかと相当の根拠をもって疑われる場合に限られるべきであって、この点については、通達等によって明らかにされる必要がある。

２ 本人確認等

(１) 戸籍の謄抄本等の交付請求の際の本人確認は、次のとおりとする。

ア 戸籍の謄抄本等の交付請求が市町村の窓口への出頭により行われる場合には、出頭した者が交付請求者であるとき、その代理人であるとき又はその使者であるときに応じ、それぞれ、自己が交付請求者本人であること、その代理人本人であること又はその使者本人であることを運転免許証を提示する方法その他市町村長が相当と認める方法により明らかにしなければならないものとする。

イ 戸籍の謄抄本等の交付請求が郵送により行われる場合には、交付請求書の記載上交付請求手続をした者が交付請求者であるとき、その代理人であるとき又はその使者であるときに応じ、それぞれ、自己が交付請求者本人であること、その代理人本人であること又はその使者本人であることを運転免許証の写しを送付する方法その他市町村長が相当と認める方法により明らかにしなければならないものとする。

【意見】

- 1 試案に反対しない。
- 2 なお、次のとおりと考えられ、そのことを市町村長に対する通達等において明示されたい。
 - (1) 弁護士が職務上請求用紙を用いて、当該弁護士自ら窓口請求する場合は、(ア)職務上請求用紙を用いた請求であること及び(イ)弁護士記章等の確認で、本人確認（及び同本人が弁護士であることの確認）は十分である。
 - (2) 弁護士が職務上請求用紙を用いて、郵送請求する場合は、(ア)職務上請求用紙を用いた請求であること及び(イ)戸籍の謄抄本等の送付先が当該弁護士の事務所であることの確認で十分である。

【補足】

- 1 上記【意見】記載 2 (1)について
 - (1) まず、試案第 1 の 2 (1)記載の本人確認案と補足説明 2 2 頁においてのみ記述の「(参考) 弁護士等であることの確認」の中の「(ア)」から「(ウ)」の確認との関係が若干不明瞭であるように思われる。形式理論的には、重疊的に適用されるものと思われるが、一見、誤解が生じるようにも思われる。具体的には、次のとおりである。
 - ア A が市町村の窓口へ出頭により弁護士としての職務上請求による戸籍の謄抄本等の請求を行う場合、補足説明 2 2 頁記載「(参考) 弁護士等であることの確認」(ア)に従い、弁護士記章により A が弁護士であることを明らかにしたとする。
 - イ その場合において、さらに試案第 1 の 2 (1)アの適用もあるとすると、A が A 本人であることを明らかにする必要がある。その明らかにする方法は、市町村長の適切な判断によることになるが、

(ア) 原則的に、「運転免許証を提示する方法」等によりAがA本人であることを証明する必要があると判断することになるのか（要するに、弁護士記章のみで足りないと判断するか）、

(イ) 原則的に、Aが弁護士記章を示すとともに、職務上請求用紙を使用し、同用紙に氏名Aと記載している以上、AがA本人であることの証明になると考えてよいのか、

試案ないし補足説明における立場・見解が明瞭でない。

(2) 試案ないし補足説明の立場・見解はさて置き、上記(1)イ(イ)で十分である。理論的には、弁護士記章の盗難・偽造も考えられ、そのような場合を想定すれば、上記(1)イ(ア)であるべきと考えられるが、弁護士記章の盗難・偽造等に起因する不正請求は聞いたことがない。

無論、上記に際して、Aが当連合会もしくは弁護士会発行の顔写真付の身分証明書を提示すれば、上記2つの確認は同時に満たされると考えられる。

2 上記【意見】記載2(2)について

試案第1の2(2)(注)にあるとおり、戸籍の謄抄本等の交付請求者が、その戸籍の附票上の住所を返送先としている場合は、交付請求者本人であることは明らかにしたものと運用が想定されているのと同様に、弁護士による郵送請求の場合に当該弁護士の事務所を返送先としたときは、当該交付請求者が当該交付請求弁護士等本人であることが明らかにされたものとして取り扱ってよいものと思われる。戸籍の謄抄本等の郵送先を当該弁護士の事務所に限定すれば、不正請求は阻止できるものと思われ、これに加えて、弁護士の身分証明書等の写しを添付させることがどれほどの効果があるのか疑問である。むしろ、弁護士の身分証明書等の写しが、いわば出回ることの弊害が危惧される。

(2) 代理人又は使用者によって戸籍の謄抄本等の交付請求がされる場合には、代理人又は使用者は、市町村長に対し、委任状を提出する方法その他市町村長が相当と認める方法により、その権限を明らかにしなければならないものとする。

【意見】

試案に反対しない。

なお、弁護士がその事務職員を使用者として交付請求する場合には、当該事務職員が事務員証を示したときはそれをもって足りると取り扱うべきである。そのことを市町村長に対する通達等において明示されたい。

【理由】

代理人又は使者によって交付請求がなされる場合に、代理権限ないし使者の権限を確認するために委任状などの提出を求めることは一般的に考えられるところである。しかしながら、法人の社員や弁護士の事務所の事務員が戸籍の謄抄本等の交付請求を行う場合において、社員や事務員の身分証明書に追加して画一的に委任状の添付を必要とするのであれば、行き過ぎではないかと考えられる。

なぜなら、法人の社員や弁護士事務所の事務員が法人の必要性や弁護士の職務上の請求を装って、無断で、戸籍の謄抄本等の請求を行うという懸念については、国又は地方公共団体の事務を行う機関等の職員が行う場合と異ならないし、国又は地方公共団体の事務を行う機関等（補足説明 1 1 頁に記載のとおり独立行政法人や民間事業者も含まれる。）の職員の身分証明書、法人社員の社員証又は弁護士事務所の事務員等の事務員証等に代えて委任状の提出を求めたとしても、同委任状の真正を確認する確実な手段はないものと思われる。そして、委任状を添付する場合の抑止効果として、有印私文書偽造・同行使等という刑罰による制裁による抑止効果が存することは補足説明 2 8 頁記載のとおりであり、弁護士の事務所の事務員が事務員証を窓口で提示し、弁護士による職務上の請求を装って、無断で、戸籍の謄抄本等の不正請求を行う場合に職務上請求書の偽造として有印私文書偽造・同行使等を構成し、刑罰による抑止効果があるという点では委任状の偽造の場合と異ならない。

このように、画一的に、身分証明書、社員証及び事務員証では足りないとの取り扱いは、硬直的に過ぎると思われる。よって、職務上請求用紙を用いた請求において、事務職員が使者として交付請求を行うときは、事務員証が提示されれば足り、別途、委任状（使者であることを証する委任状に類した書面）は、不要との取扱いを行うべきである。

3 交付すべき証明書

市町村長は、前記 1（2）の交付請求を除き、戸籍の謄本の交付請求があった場合において、請求の目的から戸籍の抄本（個人事項）を交付すれば足りることが明らかなきときは、戸籍の抄本（個人事項）を交付することができるものとする。
--

【意見】

試案の内容についてはあえて法律に規定する必要はないと考える。また、試案によれば、市町村の窓口担当者においていかなる場合に戸籍の謄本を交付し、いか

なる場合に戸籍の抄本を交付すべきかについての判断を必要とすることになり、市町村の窓口担当者に無用の負担をかけてしまうことになる。また、戸籍の謄本を交付すべきか戸籍の抄本を交付すべきかについて、窓口でのトラブルを誘発することになる。

【補足】

弁護士及び認定司法書士が職務上請求する際には、試案第1の1(4)についてB案が採用されるべきことは前記のとおりである。

したがって、「使用目的及び提出先」の記載内容から戸籍の抄本(個人事項)で足りることが「明らかなき」というのはあり得ないが、念のために補足する。

前記のとおり、例えば、詐害行為取消訴訟において、受益者の身分関係を明らかにするために戸籍の謄本の請求がなされたところ、債務者と受益者との間に当初予測していた兄弟関係はなかったが、戸籍の謄本の他の記載及び他の証拠から従兄弟関係であるとか、その他特別の関係にあることが判明するなどのケースがある。謄本が必要か抄本が必要かは事案の性質によってケースバイケースで異なるものであり、抄本の交付で足りると安易に結論付けることはできない。

4 交付請求書の開示

A案

戸籍の謄抄本等の交付請求書の開示については、特段の定めを設けないものとする。

B案

市町村長は、戸籍に記載されている者からその戸籍の謄抄本等の交付請求書の開示請求があった場合には、交付請求書の全部を開示するものとする。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

理由は、補足説明32頁記載のA案支持の理由と同じである。

第2 除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求

戸籍の謄抄本等の交付請求と同様とするものとする。

【意見】

試案に賛成する。

第3 届出人の本人確認等

1 届出人の本人確認を行う場合

市町村長は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生ずる婚姻，協議離婚，養子縁組，協議離縁又は認知の届出については，運転免許証の提示を受ける方法その他市町村長が相当と認める方法により，届出人の本人確認を行うものとする。

【意見】

試案に賛成する。

2 届出人の本人確認ができなかった場合の措置

A案

市町村長は，前記1の届出があった場合で，本人確認ができなかった届出人があるときは，届出を受理した上で，その届出人に対し，届出がされたことを通知するものとする。

B案

ア 市町村長は，前記1の届出があった場合で，本人確認ができなかった届出人があるときは，届出を受け付けた上で，その届出人に対し，届出がされたことを通知するものとする。

イ 市町村長は，アの通知を発送してから一定の期間内に，届出人から届出をしていない旨の申出があったときは，届出を受理しないものとし，その申出がなかったときは，届出を受理するものとする。

ウ 届出が受理された場合には，その効果は受付の時にさかのぼるものとする。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

B案によれば，届出時において本人確認ができなかった場合に，届出時から届出の受理までの期間，届出人の法的身分関係の安定が害されることは補足説明記載のとおりである。身分関係の有無については，親族関係の有無や財産関係について重大な影響を与えるものであるから，画一的に定められる必要がある。

3 届出の不受理申出

前記1の届出については，届出人本人は，市町村長に対し，あらかじめ，届出がされても当該届出人の本人確認のない限りこれを受理しないよう申し出ることができるものとする。

【意見】

試案に賛成である。

【理由】

当該不受理届出を行うかどうかは，当該個人の自由であり，このような制度を設けることに基本的には問題はなく，国民の利益に資するものとも思われ，賛成で

ある。

ただし，不受理申出書の撤回の際，委任状を交付し，第三者に依頼する場合も考えられるところであり，不受理申出書の撤回の方式をどのようにするかについては，さらに検討を要するものと思われる。

第4 その他

1 学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍の利用

市町村長は，学術研究の目的のために，戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項に係る情報の提供をすることができるものとする。

【意見】

試案に賛成する。

【補足】

- 1 なお，補足説明43頁に記載の昭和57年2月17日付け法務省民二第1282号通達「学術研究を目的とする戸籍又は除籍の謄本の交付請求等の承認手続等に関する通達等の整理について」においては，市町村を管轄する法務局又は地方法務局の長に対する事前承認手続等が定められているが，試案においては，同事前承認手続等の取扱いを維持するのかが触れられていない。同事前承認手続等は，今後とも維持されることが望ましい。
- 2 また，法制審議会戸籍法部会における東京大学医学部附属病院及び独立行政法人放射線医学総合研究所からのヒアリングの際にも話題になっているようであるが，(ア)本来，患者ないしその家族からの任意の情報提供が望ましいところではあるが，患者ないしその家族が忘れてしまったりして，音信不通になったり，(イ)追跡調査の予定がなかったために同意を取っていなかったけれども，後日，医学的知見の変化等から追跡調査をすべきであると判断される場合などについても，調査が認められて良いのではないかと考える。

2 制裁の強化

偽りその他不正の手段により戸籍の謄抄本等又は除籍の謄抄本等の交付を受けた場合の制裁を強化する。

【意見】

あえて反対はしない。

【補足】

当連合会として、安易な制裁強化については、決して好ましいものではないと考えているところではあるが、戸籍に記載の情報に対する保護の重要性及びそれに対する国民の要望等にかんがみ、試案第4の2について、敢えて反対しない。

[別紙]

(国民の個人情報の保護上重大な問題が生じる事例)

ハンセン病国家賠償請求訴訟の遺族提訴(隔離等の被害を受けた本人の死亡後20年以内に、遺族が本人の被害について国家賠償請求訴訟を起こすもの)では、遺族の中には、訴訟を希望しない遺族もあり、その場合は一部の遺族だけで、相続分の請求をすることになる。この場合、相続分の確定のため、提訴をしない他の遺族の戸籍の謄本の取り寄せが必要になるが、その場合に依頼者名及び請求事由として事件の概要を記載するとすれば、依頼者及び提訴をしない人が秘匿しておきたいハンセン病患者の遺族であるという事実が明らかになってしまう。

親族関係を利用して行われた性犯罪事件において、性犯罪の被害者から加害者に対して損害賠償請求を行うに際して、親族関係の立証を行うために加害者の戸籍の謄本の交付請求を行う場合がある。この場合、戸籍の謄本の交付請求書用紙に依頼者名及び請求事由を記載することになると、被害者の名前とともに、強姦や強制猥褻があった事実が明らかになってしまう。

Aが多額の負債を抱えて死亡した場合において、相続人Bが相続放棄の手続をとることがある。この場合Bとしては家庭裁判所に相続放棄の申出書を提出する必要があるが、その添付資料として、Aの戸籍の謄本の提出を求められることがある。もし、戸籍の謄本の交付請求に際し、Aが多額の負債を抱えて死亡したことや、相続人であるBが相続放棄の手続をとることについての記載が必要であるとすると、Aに多額の負債があることが明らかになってしまう。

AがBと婚約していたところ、Bから一方的に婚約の破棄がなされた。Aは婚約破棄を理由にBに対して損害賠償請求を検討していたところ、Bには配偶者がいたとの情報があった。AがBの戸籍の謄本を請求する場合に、交付請求書用紙に依頼者名や請求事由を記載することが必要であるとすると、AがBに婚約破棄された事実が明らかになってしまう。

AからBへ財産の贈与がなされた。Aの債権者がかかる事実を把握し、AとBとの

間に親族関係がありAからBへの贈与は財産隠匿目的で行われた詐欺行為であるとして詐欺行為取消訴訟を提起することを検討している場面において、AとBとの親族関係を立証する目的で、AないしBの戸籍の謄本の交付請求を行った。この場合、依頼者であるAの債権者の氏名のほか、権利・権限行使に必要があることを明らかにする事実の記載を要するとすると、AとAの債権者との間の債権債務の有無、Aについて支払遅滞の状況にある事実、AからBに対して財産の贈与が行われた事実などが明らかになってしまう。

弁護士が少年保護事件の付添人として、少年の家庭環境や叔父・叔母など今後身元を引き受けてもらえそうな人を調査するとき、少年の名前や特定につながる情報は当然絶対に秘密であるべきである。戸籍の謄本を交付する理由があるか否かを判断するために、地方公務員に対し当該少年に非行があった事実を明らかにしなければならない。

夫の不倫相手に慰籍料を請求したいが、夫との婚姻は維持したいとの相談を妻から受けた。弁護士が調査を開始したところ、不倫相手の女性も婚姻しているとの情報が寄せられた。そのことが事実であれば、不倫相手の女性の夫から相談者の夫に対し慰籍料請求されかねない恐れがあると推測され、まず不倫相手の女性の戸籍を調査することで、その女性が結婚しているかどうかを確認することになった。この場合、自分の夫と相手方の女性が不倫関係にあった事情まで書かなければならないとすると、調査結果によっては訴訟にならないものまで、明らかになってしまう。

賃貸マンションのオーナーが、現在の居住者に対して建物明渡請求訴訟を起こす場合に、占有が第三者に移転してしまうと明渡請求訴訟の効果がなくなってしまうことから、現在の居住者を相手に占有移転禁止の仮処分の申立てを行う場合がある。占有移転禁止の仮処分申立ての段階では、現在の居住者が元の賃借人と如何なる身分関係にあるかが不明確である場合に、元の賃借人との身分関係を確認するために元の賃借人の戸籍の謄本の請求を行う場合がある。このような民事保全事件においては、迅速性が特に強く求められるところ、戸籍の謄本の交付請求の時点において必ずしも十分な情報が収集されておらず、試案Aに記載されているような詳細な記載を行うことができない。